

関原発 第245号
2022年 7月 5日

原子力規制委員会 殿

大阪市北区中之島3丁目6番16号
関西電力株式会社
執行役社長 森 望

高浜発電所第3号機蒸気発生器伝熱管補修工事に係る
使用前確認申請書の記載内容変更について

2022年5月31日付け関原発第119号で申請（2022年7月1日付け関原発第220号で申請書の記載内容変更）しました高浜発電所第3号機蒸気発生器伝熱管補修工事に係る使用前確認申請書の記載内容を、別紙のとおり変更しましたので、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第15条第3項の規定により提出いたします。

1. 使用前確認申請書

高浜発電所第3号機

使用前確認申請書番号

関原発第119号(2022年 5月31日)

以下、使用前確認申請書の変更の内容を説明する書類番号

関原発第220号(2022年 7月 1日)

2. 変更の内容及び変更の理由

2. 1 使用前確認申請書

(変更前)

2022年5月31日付け関原発第119号の申請書記載事項

使用前確認を受けようとする使用前事業者検査に係る工事の工程、期日及び場所	工事の工程 構造、強度又は漏えいに係る検査(表1) 期日 自 2022年 6月14日 至 2022年 6月15日 場所 高浜発電所
	工事の工程 燃料体を挿入できる段階の検査(表5) 期日 2022年 6月15日 場所 高浜発電所
	工事の工程 臨界反応操作を開始できる段階の検査(表6) 期日 自 2022年 7月 8日 至 2022年 7月 9日 場所 高浜発電所
	工事の工程 工事完了時の検査(表7) 期日 未定 場所 高浜発電所
	工事の工程 品質マネジメントシステムに係る検査(表9) 期日 自 2022年 6月14日 至 未定 場所 高浜発電所

(下線は変更部分)

(変更後)

使用前確認を受けようとする使用前事業者検査に係る工事の工程、期日及び場所	工事の工程 構造、強度又は漏えいに係る検査(表1) 期日 自 2022年 6月14日 至 2022年 6月15日 場所 高浜発電所
--------------------------------------	---

	工事の工程 燃料体を挿入できる段階の検査（表5） 期日 2022年 6月15日 場所 高浜発電所
	工事の工程 臨界反応操作を開始できる段階の検査（表6） 期日 自 2022年 7月 8日 至 2022年 7月15日 場所 高浜発電所
	工事の工程 工事完了時の検査（表7） 期日 未定 場所 高浜発電所
	工事の工程 品質マネジメントシステムに係る検査（表9） 期日 自 2022年 6月14日 至 未定 場所 高浜発電所

（下線は変更部分）

- 2. 2 添付資料－1 工事の工程に関する説明書
添付資料のとおり
- 2. 3 添付資料－2 工事の工程における放射線管理に関する説明書
変更なし
- 2. 4 添付資料－3 施設管理の重要度が高い系統、施設又は機器に
関する説明書
変更なし

変更理由

検査工程の見直しに伴い、「使用前確認を受けようとする使用前事業者検査に係る工事の工程、期日及び場所」の期日を変更する。

<添付資料>

「工事の工程に関する説明書」変更前後比較

(変更前)

2022年5月31日付け関原発第119号の申請書記載事項

添付資料-1

工事の工程に関する説明書

年月 項目	2022年		
	6月	7月	未定
蒸気発生器伝熱管補修工事			▼ 定格熱出力運転
	↔ 使用前事業者検査 (表1)		
	↔ 使用前事業者検査 (表5)		
		↔ 使用前事業者検査 (表6)	
			↔ 使用前事業者検査 (表7)
	← 使用前事業者検査 (表9) →		

(変更後)

添付資料-1

工事の工程に関する説明書

年月 項目	2022年		
	6月	7月	未定
蒸気発生器伝熱管補修工事			▼ 定格熱出力運転
	↔ 使用前事業者検査 (表1)		
	↔ 使用前事業者検査 (表5)		
		↔ 使用前事業者検査 (表6)	
			↔ 使用前事業者検査 (表7)
	← 使用前事業者検査 (表9) →		